

## ガウランド花の会規約

(名称)

第1条 この会は、ガウランド花の会（以下「会」）という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、袖ヶ浦健康づくり支援センター内に置く。

(目的)

第3条 会は、袖ヶ浦健康づくり支援センターの一部区域内に花を咲かせることで、健康増進及び健康管理に努力をしている皆様が、草花が咲いていることにより、心の安らぎを感じて健康維持に少しでも役立てばとの希望が大変高いと思います。併せて会員の仕事に対する意欲とボランティア活動の意義を理解して、コミュニケーションを図るとともに、地域の活性化に努めることを目的とする。

(活動)

第4条 会は、前条の目的を達成するため、袖ヶ浦健康づくり支援センターと連携し、次に掲げる活動を行う。

袖ヶ浦健康づくり支援センター内の限られた範囲の場所に、季節に応じた花を咲かせ、その周辺の清掃、草刈等を行う。

(収入)

第5条 会の活動遂行に要する経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- 1 補助金
- 2 寄付金
- 3 会費 年会費 1,000円（休憩時の茶菓に充当する）

(決算)

第6条 会の収支は、総会時に会計から報告をする。残金は、次年度繰越とする。

(会計年度)

第7条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(組織)

第8条 袖ヶ浦市在住で、会の目的に賛同する者をもって組織し、年齢や性別を問わないものとする。

(入・脱会)

第9条 削除

(役員)

第10条 会は、次の役員を置く。

- |     |    |
|-----|----|
| 会長  | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 会計  | 1名 |

(会長・副会長)

第11条 会長、副会長は会員の推薦により総会の承認を得てその任に就く。会長は、会を代表して会務を遂行する。副会長は会長を補佐し、会長不在の場合には、その職務を代行する。

(会計)

第12条 役員である会計は、年会費等の管理を担当するものとする。

(監事)

第13条 削除

(班・班長)

第14条 削除

(任期)

第15条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第16条 総会は会長が招集し、収入、決算、役員改選等の事項を決議する。

通常、総会の開催時期は3月末とする。

ただし、会長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

総会の議長は、適宜とする。

(役員会)

第17条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

役員会は、会の各種活動遂行に必要な事項を審議する。

役員会の議長は、会長をもってあてる。

(議決)

第18条 すべての会議は、定数の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。議決は、出席者の過半数で決定する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第19条 削除

(広報活動)

第20条 会員の募集は、袖ヶ浦健康づくり支援センターにお願いし、袖ヶ浦市広報誌に掲載して広範囲で募集する。ボランティア活動の継続を図るために、会員の作業実態や花の咲いた風景を幅広く多くの皆様に見て頂くことも会員募集に役立つものとする。

(研修)

第21条 ガウランド花の会がより一層の成果を挙げる為に、会員の希望により見学したい地域の場所を決めて、袖ヶ浦健康づくり支援センター所長に依頼し、年1回程度の視察研修旅行を市のバスを利用して実施する。これは、会員の知識を高めると共に会員の慰労を兼ねるものとする。

この場合、会員の安全を確保するために、任意の保険に加入するものとする。

研修にかかる経費は、自己負担とする。

(研修における職員の派遣依頼)

第22条 会長名で主管の所属長に、行程表等を所定の書式に則り提出許可を得る。

(弔意金)

第23条 弔意については、次のとおりとする。

- (1) ガウランド花の会の会員であること。
- (2) 弔意のお明かし料として、一人当たり1,000円とする。
- (3) お返しは、原則としてなしとする。
- (4) これらは、会員の自由意志とするもので特に拘束するものではない。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

平成24年4月1日から施行する。

平成25年4月1日から施行する